

西条市戦略的プロモーションコーディネート委託業務に係る契約内容の公表

西条市戦略的プロモーションコーディネート委託業務に係るプロポーザル選定委員会における審査結果に基づき、次のとおり随意契約したので公表します。

令和2年4月28日

西条市長 玉井 敏久

- | | |
|----------|---|
| 1 業務名 | 西条市戦略的プロモーションコーディネート委託業務 |
| 2 業務内容 | 仕様書のとおり |
| 3 所管課 | 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 経営戦略部 シティプロモーション推進課
TEL0897-52-1682（直通） |
| 4 契約日 | 令和2年4月28日 |
| 5 契約期間 | 令和2年4月28日～令和3年3月31日 |
| 6 契約金額 | 11,199,100円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 1,018,100円） |
| 7 契約の相手方 | 氏名 一般社団法人自治体マーケティングパートナーズ協会
代表者 岩田 健
住所 福岡県北九州市小倉北区上到津4-15-1 |

西条市戦略的プロモーションコーディネート委託業務仕様書

1 委託業務名

西条市戦略的プロモーションコーディネート委託業務

2 業務目的

メディアミックスやデジタルマーケティングなど最新のプロモーション手法を駆使できる「戦略的プロモーションコーディネーター」の総合的なプロデュース能力やコーディネート力を活用し、本市特有の地域資源（豊富な自然、ライフスタイル、多様な仕事など）を的確かつ効果的に情報発信することで、関係人口の創出・拡大及び移住者の獲得を目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 業務内容

（1）WEB サイトタイアップ広告を活用したプロモーション

既に多数の読者層を持つ人気 WEB サイトに委託期間中特設ページを設置し、移住関連イベントや本市のイベント情報などの広告記事を年間 3 本以上掲載する。また、SNS を活用した広告内容の情報発信もあわせて実施する。なお、掲載する WEB サイトは、以下の要件を有するものとする。

※掲載する WEB サイト要件

- ①CV 数：約 5,000 万/月
- ②タイアップ広告の各 PV 数：約 5,000PV/4 週間
- ③SNS 公式アカウントを活用した広告作成数：2 本以上/年間
- ④プレスリリース配信サービスを活用したニュースリリース：1 本以上/年間

（2）デジタルマーケティングを使った情報発信（広告）

大手検索サイト Yahoo! JAPAN 又は Google のサービスを活用し、以下の重要施策・事業の特性を理解した上で、より効果的・効率的な PR が可能となるよう、インターネット広告を提案し、広告文を作成、掲載すること。また、広告掲載に際しては、3,000 万人以上の行動データや属性データを有する携帯電話事業者等のビッグデータを活用し、精度の高いターゲティングを実施するものとする。

※重要施策・事業（予定）

- ①西条市の移住促進に関する施策
- ②LOVE SAIJO ファンクラブ活動に関する事業

(3) 大都市圏に向けたテレビ番組制作

テレビ番組等の映像媒体を活用して、本市の魅力を首都圏、関西圏に向けて情報発信することにより、本市の認知度を向上させ、大都市圏からの更なる移住促進を図ることを目的に以下の業務を実施する。

- ① 本市の魅力、移住促進に関する取組を情報発信するテレビ番組等映像の制作
- ② 制作したテレビ番組等映像の首都圏又は関西圏に向けた放送
- ③ ①及び②に掲げる業務に関する事務打合せ、関係団体の調整等

なお、制作するテレビ番組は、以下の表のとおりとする。

項 目	西条市の魅力や移住促進に関するテレビ番組
放送時期	令和2年6月～令和2年8月中旬 ※移住推進課において実施する移住体験ツアーの日程と調整
放送時間	延べ27分以上（CM、再放送、番組告知放送は除く。）
放送回数	1回以上（番組告知放送は除く。）
放送趣旨	西条市の魅力や移住関連施策を首都圏又は関西圏在住の方に伝え、移住体験ツアーの事前セミナーへの参加を周知する番組。
構成	受託者の提案を基に市が決定する。
関連制作物	放送した内容を編集（CMを除く）し、映像データを制作すること。なお、当該映像は、西条市の公式動画チャンネル等へのアップをはじめ、西条市による二次利用も可能な限り検討する。
納品	制作した映像は、一般的なパソコンで再生し、西条市において複製できるファイル形式（MP4など）に変換して、DVD等の記録媒体により市へ納品すること。
補足事項	①放送内容は、受託者の提案を基に市が決定する。 ②放送時間は、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。（例えば視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可とする。） ③番組放送後の視聴率や視聴者の反響、評判、効果等を把握するための事後評価の方法について、企画すること。 ④番組及び関連映像の制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。なお、市がプロモーションに活用することも可能（再編集も含む。）とすること。 ⑤市に映像を納品するにあたっては、CMを除去すること。 ⑥番組が収録されたDVDについて、市で複製し、取材協力者等へ配布できるものとする。

(4) その他活動

メディア向けプロモーションなど、本市の情報発信力の強化を図るため、アドバイスやサポート及びコンサルティング、フォローアップ等を行う。なお、業務の実施にあたっては、以下の条件をすべて満たすものとし、労働関係諸法その他の法令を遵守するものとする。

- ① 受託者は、本業務を実施するにあたり、業務のマネージメントを行う者及び戦略的プロモーションコーディネーターを確保するものとする。また、必要に応じて、本業務の円滑な実施を図るために、コーディネーターの業務をサポートするスタッフを確保するものとする。
- ② コーディネーターは、新規メディア開拓の戦略・戦術に関するアドバイスをを行い、必要に応じ、メディアへの情報提供に際して本市担当者に帯同すること。
- ③ 受託者は、月1回程度、市、業務責任者及びコーディネーター等による情報共有等を図る機会を設けるものとする。

5 委託金額の範囲

委託金額の範囲は、「4 業務内容」に記載した全ての業務（業務の提供にあたり発生する全ての費用の合計金額）とする。したがって、追加費用は一切請求できない。

6 本業務に係る独自提案

本市シティプロモーションの推進に当たって、効果的と考えるものについて、委託金額の範囲内で積極的に独自提案し、実施すること。

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

- ① 業務実績報告書及び事業効果報告書：1部
- ② 本業務により制作及び放送したテレビ番組等映像記録媒体：5枚

8 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、西条市役所経営戦略部シティプロモーション推進課とする。

9 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

（1）契約に関する条件等

① 再委託等の制限

受託者は、本市の文書での承諾を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、市は再委託について承諾しない。

② 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

③ 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（2） その他

- ① 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- ② 受託事業者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。
- ③ 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。